

### 3 ● インボイス発行事業者の登録申請を検討するためのフローチャート

現在、消費税の申告をしていますか？  
(課税事業者ですか？免税事業者ですか？)

いいえ  
(免税事業者です)

はい  
(課税事業者です)

インボイスの発行を希望する場合(免税事業者は発行不可)、  
①消費税の課税事業者への転換  
②インボイス発行事業者の登録申請を検討する必要があります。

検討するにあたって

販売先は事業者ですか？一般消費者ですか？

事業者

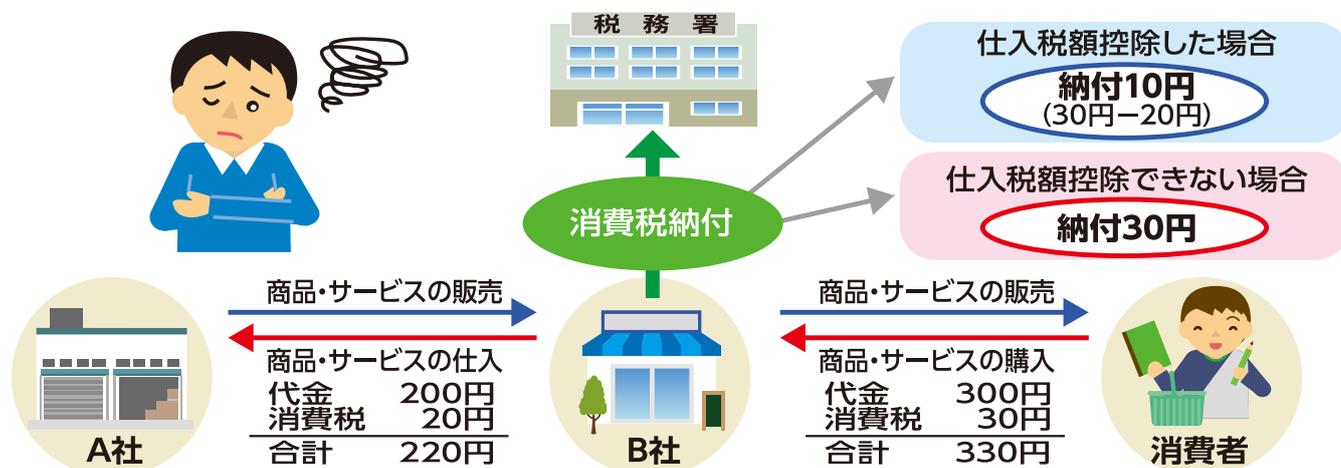
一般消費者

2023年10月1日からインボイスを発行したい場合、原則として2023年3月31日までに登録申請をする必要があります。

基本的に登録不要と考えられます。ただし、少しでも事業者への販売(例：飲食店における法人利用等)がある場合は、登録申請をご検討いただいた方がよいかもしれません。

#### (参考) 消費税の仕入税額控除とは

仕入税額控除とは、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を引いた金額を納税する仕組みのことです。予定どおり2023年10月からインボイス制度が始まった場合で、仕入先(下図のA社)がインボイスを発行しない場合、販売先(下図のB社)の消費税の納付額が増加します(※B社が簡易課税事業者でない場合)



インボイス制度に適切に対応するためには、消費税の仕組み(簡易課税制度や仕入税額控除に関する経過措置等)について正しく理解する必要があります。

詳しくは森町商工会までお問い合わせください。  
TEL:0538-85-3126

相談は  
お早目に



国税庁の問い合わせ先はこちら！

<消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター>  
インボイス制度に関する一般的なご相談は、国税庁コールセンターへ  
【専用ダイヤル】 0120-205-553 (無料)  
【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

コールセンターの  
詳細はこちら

